

第九百九十一号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。
第二条の表三十五の項中「各特別区」の下に「（法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を除く。）」を加え、同表三十五の三の項を次のように改める。

三十五の三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号。以下この項において「府省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第三条第一項又は第三項の規定による認定こども園の認定及び同条第十一項の規定による公示

ロ 法第四条第一項の規定による知事に提出すべき認定こども園の認定

児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下この項において「児童相談所設置市」という。）
各特別区（児童相談所設置市を除く。）

の申請書の受理

ハ	法第七条第一項の規定による認定こども園の認定の取消し、同条第二項の規定による当該取消しの公表並びに同条第三項の規定による公示の取消し及びその旨の公示	児童相談所設置市
ニ	法第八条第一項の規定による関係地方公共団体の機関との協議	児童相談所設置市
ホ	法第十三条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の制定	児童相談所設置市
ヘ	法第十七条第一項の規定による知事に提出すべき幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可の申請書の受理	各特別区（児童相談所設置市を除く。）
ト	法第十七条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可	児童相談所設置市
チ	法第十九条第一項の規定による幼保連携型認定こども園に対する報告の徴収等	児童相談所設置市
リ	法第二十条の規定による幼保連携型認定こども園に対する改善勧告及び改善命令	児童相談所設置市
ヌ	法第二十一条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の事業停止命令又は施設閉鎖命令	児童相談所設置市
ル	法第二十二条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の認可の取消し	児童相談所設置市
ヲ	法第二十五条の規定による合議制の機関の設置	児童相談所設置市
ワ	法第二十八条の規定による教育及び保育等に関する情報の提供	児童相談所設置市

<p>カ 法第二十九条第一項の規定による知事に対して行うべき認定こども園に係る変更の届出の受理</p> <p>ヨ 法第二十九条第一項の規定による認定こども園に係る変更の届出の受理及び同条第四項の規定による当該届出に係る事項についての周知</p> <p>タ 法第三十条第一項の規定による認定こども園の運営の状況の報告の受理及び同条第三項の規定による認定こども園に対する運営に関する報告の徴収</p> <p>レ 法第三十四条第三項の規定による公私連携幼保連携型認定こども園に係る設置の届出の受理</p> <p>ソ 府省令第十五条第二項の規定による知事に対して行うべき幼保連携型認定こども園に係る変更の届出の受理</p> <p>ツ 府省令第十五条第二項の規定による幼保連携型認定こども園に係る変更の届出の受理</p> <p>ネ ロ、へ、カ及びソに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>各特別区（児童相談所設置市を除く。）</p> <p>児童相談所設置市</p> <p>児童相談所設置市</p> <p>児童相談所設置市</p> <p>児童相談所設置市</p> <p>各特別区（児童相談所設置市を除く。）</p> <p>児童相談所設置市</p> <p>各特別区（児童相談所設置市を除く。）</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。